

第2回「暴力の根絶」プロジェクト 会議資料

平成25年4月22日（月）18:00～20:30

講道館新館2階 教室

	頁
1. 第三者委員会報告書	1
2. 暴力根絶に向けて（案）	16
3. 「暴力の根絶」へ向けた取り組みのお願い	19
4. 保健体育ジャーナル抜粋	20
5. 下野新聞（栃木県柔道暴力根絶宣言記事）	22

公益財団法人全日本柔道連盟 第三者委員会報告書

平成25年3月12日

公益財団法人全日本柔道連盟

会長 上村 春樹 殿

公益財団法人全日本柔道連盟第三者委員会

委員長 笠 間 治 雄

委員 香 山 リ カ

委員 高 橋 優 子

委員 田 嶋 幸 三

委員 フラマン ピエール

貴連盟の諮問に対する本委員会の答申は下記のとおりです。

記

第1 はじめに

本委員会は、平成25年2月5日に開催された公益財団法人全日本柔道連盟（以下、「全柔連」という。）の理事会決定に基づき、同月13日に設置され、園田隆二前全日本女子ナショナルチーム監督（以下、「園田前監督」という。）等による女子選手に対する暴力的指導（暴言を含む）が行われた問題（以下、「本件問題」ともいう。）に関し

第一 本件問題に対する全柔連の対応上の問題点、その責任の所在、関係者に対する処分の妥当性の検証

第二 上記第一に関する検証の過程で判明した全柔連の組織上の問題点等の改善に関する方策

について諮問され、審議の上答申することとされた。

第2 審理等の経過

1 第一回会議

日時 平成25年2月19日午前11時～午後2時

場所 講道館新館

出席委員 委員全員

審理事項 本件問題に関する事務局による調査資料を踏まえ、諮問事項第一に関する論点整理

2 第二回会議

日時 平成25年3月1日午後0時～午後3時

場所 講道館新館

出席委員 委員全員

審理事項 本委員会による聞き取り調査を踏まえ、諮問事項第一に関する答申案の取

り纏め及び同第二に関する論点整理

3 委員による自由討議

日時 平成25年3月6日午前10時～午後6時

場所 JFAハウス

出席委員 委員全員（本委員会事務局員は出席せず）

討議事項 本委員会による聞き取り調査、全柔連理事会議事録検討等の調査全般を踏まえ、諮問事項第二に関する答申の基本方針の合意

4 第3回会議

日時 平成25年3月8日午後1時～午後4時

場所 講道館新館

出席委員 委員全員

審理事項 本委員会による答申案の取り纏め

5 全柔連会長宛答申

日時 平成25年3月12日午後0時

場所 講道館本館

第3 本委員会の調査の概要

1 聴き取り調査

柔道関係者約20名（人数を明らかにすることを拒む聴取対象者が存在）

2 本委員会事務局提出に係る資料の検討

全柔連評議員会議事録、同理事会議事録、同総務委員会倫理推進部会議事録等

第4 本委員会が認定した事実

1 園田監督のナショナルチーム所属の女子選手（以下「A選手」という。）に対する暴力的指導の存在など

関係証拠によれば、園田前監督のA選手に対する別紙記載のとおり暴行及び暴言の事実があったことが認められる。

〔2012年10月2日付けA選手作成に係る「園田ヘッドコーチの暴力行為について」と題する書面、園田前監督、A選手の「聴き取り調査結果要旨」など〕

ところで、柔道の創始者嘉納治五郎師範は、柔道修行の目的について、「柔道は、心身の力を最も有効に使用する道である。柔道の修行は攻撃防御の練習によって身体精神を鍛錬修養し、斯道の神髄を体得することである。そうしてこれによって己を完成し世を補益するが柔道修行の究極の目的である。」としている。

柔道は、勝つために修行するものではなく、人間教育のために修行すべきものであることが、ここに高らかにうたわれているのである。

この精神を、柔道の指導に関わる者すべてが理解し実践することが出来たならば、本件問題の発生はあり得なかったであろう。しかし、競技団体である全柔連の全日本女子ナショナルチームの指導者であった園田前監督にとって、指導の現場において従うべき、暴力を用いた指導を禁止する倫理上の具体的な指針が存在しなかったのも事実である。そのため、監督・コーチらが、暴力的指導が許されないことであるという

ことに思い至らなかったことも否めない事実である。

平成20年11月に女子ナショナルチーム監督に就任した園田前監督らは、日本の女子選手が外国人選手に勝つためには体力の増強が必要であるとして、ときに暴力的指導を行いつつ選手に練習量の負荷をかけ、一方、指導を受ける側の女子選手らは、暴力ないし暴力的雰囲気背景とした押しつけ的練習であるとして反発を強めていた。

〔園田前監督、徳野和彦前全日本女子ナショナルチームコーチ（以下、「徳野前コーチ」という。）、山口香広報委員会副委員長（以下、山口副委員長という。）、A選手、女子選手らの「聴き取り調査結果要旨」〕

2 全柔連執行部会構成員が園田前監督のA選手に対する暴力的指導の事実を知悉したこと

平成24年10月7日ころ、折から開催されていた国民体育大会岐阜大会の現地において、全柔連の上村春樹会長（以下、「上村会長」という。）、藤田弘明副会長（以下、「藤田副会長」という。）、佐藤宣践副会長（以下、「佐藤副会長」という。）、小野澤弘史専務理事（以下、「小野澤専務理事」という。）、村上清事務局長（以下「村上事務局長」という。）の執行部会構成員が一堂に会した際、佐藤副会長が、他の執行部会構成員に対し、本件問題の概要について話したことにより、本件問題を執行部会構成員全員が認識するところとなった。

なお、佐藤副会長は、A選手の被害状況を関係者に確認する過程で、徳野コーチによる女子選手に対する暴力的指導の事実も把握していた。

〔執行部会構成員、山口副委員長の「聴き取り調査結果要旨」〕

3 全柔連幹部による本件問題に対する対応状況

全柔連幹部は、本件問題を、指導する立場である園田監督と指導を受けるA選手との間の一対一の人的に限定された問題であると捉え、本件問題に対する対処の力点を、佐藤副会長主導の下で、園田監督とA選手との間の信頼関係の回復を図ることにおき、暴力的指導がA選手及び他の選手等に及ぼす悪影響等について、適切な調査を行う発想はなかった。

したがって、その後の全柔連幹部による本件問題解決に関する動きとしては

- ①上村会長が、岐阜国体の現地で、当時の吉村和郎強化委員会委員長（以下、「吉村前委員長」ともいう。）に対し、園田前監督に対する指導を促したこと
- ②佐藤副会長が、岐阜国体の現地で、吉村前委員長に対し、園田前監督に対する指導を促したこと
- ③吉村前委員長が、岐阜国体の翌週ころ、講道館において、園田前監督に対し、叩くのは控えるべきである旨の指導をしたこと
- ③平成24年10月9日ころ、佐藤副会長が、徳野前コーチに対し、暴力的な指導をやめるように指導したこと
- ④同月末にブラジル国で開催された団体大会の折、上村会長が、園田監督に対し、暴力的な指導をやめるように指導したこと

が認められるものの

そのような対応によっては、園田前監督らをして、女性であるA選手が暴力的指導を

受けたことによっていかに精神的な打撃を受け傷つき、他の女子選手がいかに不安を抱いたかということなどについて考えさせるには至らず、園田前監督らをして、暴力的指導の弊害を真に理解させることは出来なかった。

〔執行部会構成員、吉村前委員長、園田前監督、徳野前コーチの「聴き取り調査結果要旨」〕

4 全柔連理事会における「倫理規程」等の制定

平成24年10月20日、全柔連理事会は、「倫理に関する基本方針」「倫理規程」「総務委員会倫理推進部会運用細則」を制定した。

「倫理に関する基本方針」には、嘉納治五郎師範の「精力善用」「自他共栄」「柔道修行の目的は…己を完成し世を補益する…」などの言葉が引用され、「倫理規程」の第4条には、「本連盟に会員登録をしているすべての柔道人および本連盟の役員は、以下の各号に示す行為を行ってはならない。なお、役員・監督等の指導者たる立場にある者は、自らを厳しく律するとともに、その違反の予防を徹底しなければならない。」と定め、その1号は、「いかなる場面においても、その問題解決の手段として身体的または精神的な暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行ってはならない。」と規定している。

また、総務委員会倫理推進部会運用細則には、「4 倫理推進室の役割 倫理推進室は、（倫理推進）部会の事務局として部会運営のサポートを行うとともに、本連盟の倫理に関する窓口となる。」とある。

しかしながら、上記「倫理に関する基本方針」及び「倫理規程」は、もともと、柔道の指導の現場における実技の指導指針として定められたものではなく、暴力的指導の適否に焦点を当ててはおらず、柔道指導の現場において、暴力的指導根絶の目的達成のために運用すべき指導指針としては、抽象的に過ぎるものであり、上記運用細則に規定する倫理推進室の役割も「倫理の窓口」とされているだけであって、苦情処理窓口としての明確な位置づけがなされているものではなく、ましてや苦情窓口としての実体が整備されたわけではなかった。

なお、当該理事会においては、倫理規程等の制定が決議されたものの、本件問題について報告され、対応が協議されることはなかった。

また、全柔連幹部の中には、上記理事会開催のころ、理事の一人から「今後、柔道の指導上において本当に倫理規程の趣旨を貫徹し、暴力行為を根絶するのか。」との疑問を投げかけられた際、「そんなことには答えられない。」旨の発言をした者もいたほどであった。「倫理規程」等の整備が、単なる公益財団法人としての内部規程の整備の一環として、外向けに行われた疑いも払拭できないところである。

〔平成24年度第2回理事会議事録、上村会長、山下泰裕理事（以下、「山下理事」という。）の「聴き取り調査結果要旨」〕

5 園田前監督によるA選手に対する不適切な発言の状況など

女子ナショナルチームの女子選手らは、本件問題が全柔連幹部の知るところとなり、園田前監督に対する指導も行われたことから、園田前監督がA選手に対してどのような態度に出るかを固唾をのんで見守っていた状況にあった。そのような状況下にあった平成24年10月末に、ブラジルにおいて、「2012世界団体柔道選手権大会（以

下、「ブラジル団体大会」という。)が開催されたが、その大会開催直前の時点において、園田前監督が、A選手に対して、「俺に何か文句があるのか。俺を嫌いなんだろう。」との趣旨の発言をし、傍らにいた吉村前委員長も、A選手に対して、「監督を訴えてやれ。」と茶化すなどした。

さらに、ブラジル団体大会で優勝を決めた後のミーティングの席上、園田前監督が、A選手に対し、「殴ったから強くなった。」との趣旨であると受け取られかねない発言をした。

上記園田前監督と吉村前委員長の言動は、暴力的指導を嫌悪し、その根絶を期待していた女子選手達をいたく落胆させ、これらの状況は、その後まもなく、A選手から佐藤副会長に、他の女子選手らから山口副委員長に、それぞれ伝達された。

〔佐藤副会長、山口副委員長、小野澤事務局長、吉村前委員長、園田前監督、A選手、女子選手らの「聴き取り調査結果要旨」〕

6 全柔連幹部の園田前監督の発言に対する対応など

平成24年11月1日と2日の両日にわたり、山口副委員長は、小野澤専務理事に対し、女子選手らから聞かされた情報をもとに、園田前監督の暴力的指導について改めて情報提供するとともに、園田前監督及び吉村前委員長による不適切な発言についても情報提供し、広く聴き取り調査をすべきこと、倫理規程違反の見地から対応すべきこと、園田前監督の更迭などが必要であることを訴えた。

同月2日と3日の両日にわたり、小野澤専務理事、村上事務局長は、園田前監督ないしA選手から、聴き取り調査を行った。園田前監督は、事実を概ね認めたが、当初、暴力的指導も選手強化の過程で行うことは許されるとの態度を示した。しかし、小野澤専務理事から、「A選手は傷ついているぞ。」と言われ、「選手の心を傷つけていたのでは、指導上必要な相互の信頼関係は保てない。」との考えを抱くに至り、ここにおいて初めて暴力的指導の弊害に気づいたのであった。園田前監督は、その後、指導法を改めようと決意し、強化委員会の木村昌彦統括ディレクターに対し、指導者講習会の受講を願い出たり、自らが直接選手に指導することを極力抑え、担当コーチに指導させるなど、指導の改善を試みるに至った。

一方、佐藤副会長と園田前監督との間では、園田前監督とA選手との間の関係の改善に向けた交渉が行われ、平成24年11月28日、グランドスラム東京大会の折、A選手は多数の全柔連強化スタッフに促され、今後とも園田前監督の下で指導を受ける旨の意思表示をした。

結局のところ、全柔連幹部は、前記第4の5記載のブラジル団体大会前後に発生した園田前監督らによる不適切発言に関しても、園田前監督やA選手の周辺者に対する聴き取り調査を実施せず、倫理規程抵触の疑いのある事案としての対応もせず、吉村前委員長や園田前監督に対する人事上の処分を実施することもなく、園田前監督とA選手との関係の改善が成就したとして、本件問題は一件落ち着いたと理解した。

全日本女子ナショナルチームの選手らは、園田監督の暴力的指導の事実に加え、同人及び吉村前委員長が、前記第4の5記載のとりの不適切発言をしたにも拘わらず、女子選手らに対する聴き取り調査など所要の調査や改善がなされないまま、平成24年11月5日に、園田前監督の監督続行、吉村前委員長の強化担当理事就任が決定さ

れたことを知らされ、全柔連幹部に対する失望感を募らせていた。

〔上村会長、佐藤副会長、小野澤専務理事、村上事務局長、園田前監督、吉村前委員長、山口副委員長、A選手、女子選手らの「聴き取り調査結果要旨」〕

7 全日本女子ナショナルチームの選手らによるJOCに対する提訴及びそれを知った後の全柔連幹部の動きなど

平成24年11月11日に、女子ナショナルチームの選手15名が、JOC女性スポーツ専門部会に対し、同日付け「全日本柔道連盟女子ナショナルチーム、コーチにおける暴力行為を含むパワーハラスメントについて」と題する書面を提出し、単に監督・コーチによるパワーハラスメントの問題ばかりではなく、選手の自主性を尊重しない指導のあり方、監督・コーチ、選手の選定基準の不明確性、全柔連のパワーハラスメント問題に対する真摯な調査・対応の欠如等に対する不満などを訴えとともに、JOCによる全柔連に対する強い指導を求めた。

同年12月10日、全柔連は、JOCから上記書面の写しを入手したが、全柔連幹部は、上記女子選手らが訴える問題は殆ど解決済みであるとして、15名の選手達がJOCに提訴した真意を理解することが出来なかった。

しかし、全柔連は、JOCが本件問題に関与したことを重く受け止め、本件問題を「倫理規程」に抵触する疑いのある事案であると位置づけ、総務委員会倫理推進部会を主体として対応することとし、園田前監督、徳野前コーチ、田辺勝コーチ（以下、「田辺コーチ」という。）に対する聴き取りを実施の上、平成25年1月15日、倫理推進部会を開催し、園田前監督らに対する「戒告」処分などの方針を決定した。

全柔連は、同月19日、吉村前委員長、園田前監督、徳野前コーチ、田辺コーチ外女性コーチ2名を処分対象者として選定し、「柔道家として倫理に反する行為があった」として、「戒告」処分にした。その際、女性コーチ2名については、本人からの事情聴取をせず、何らの弁解の機会も与えないまま処分を断行している。

一方、全柔連幹部は、女子ナショナルチームの監督・コーチ全員に対して、本件問題の経過報告と指導、再発防止命令を行い、一方、合宿に参加している女子ナショナルチーム選手全員に対し、経過報告と謝罪をするなどした。

なお、この間に、全柔連は、女子選手の就学、進路、健康、生活、競技上の悩み、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の様々なことについて総合的に支援に当たる窓口として、「女子柔道強化選手支援ステーション」を強化委員会内に立ち上げた。

〔平成24年11月11日付け「全日本柔道連盟女子ナショナルチーム、コーチにおける暴力行為を含むパワーハラスメントについて」と題する書面写、平成24年度第4回倫理推進部会議事録、戒告処分通知書、上村会長、佐藤副会長、小野澤専務理事、村上事務局長、女子選手らの「聴き取り調査結果要旨」〕

8 JOC提訴に関するマスコミ報道と吉村前委員長、園田前監督らの辞任など

平成25年1月30日、女子ナショナルチーム選手15名によるJOC提訴が報道機関により一斉に報道され、その翌日、園田前監督は記者会見するとともに、進退届を提出して受理され、女子ナショナルチーム監督を辞任することとなった。

また、同年2月5日、吉村前委員長が、全柔連理事を辞任し、徳野前コーチも、女

子ナショナルチームのコーチを辞任した。

園田前監督らは、女子選手15名がJOCに提訴した理由を明確に知る機会がないまま辞任した。

〔平成24年度第3回理事会議事録、上村会長、吉村前委員長、園田前監督、徳野前コーチの「聴き取り調査結果要旨」〕

第5 本件問題に対する全柔連の対応上の問題点、責任の所在、関係者に対する処分の妥当性など

1 全柔連では、現場の指導者が従うべき指導上の倫理的指針が欠如していたこと

前記第4の1記載のとおり、柔道修行の目的については、嘉納治五郎師範の崇高な理念が存在し、平成24年4月の全柔連の公益法人化を受けた諸規程の整備の過程で、同年10月20日には「倫理規程」も制定されたところであるが、それらは、指導の現場、とりわけ国際強化選手の指導の現場で運用されるための指針としては、抽象的に過ぎるものであったと言わざるを得ない。

全柔連幹部の一人は、本委員会の委員による聴き取り調査に対し、「暴力的な指導を受けて強くなっている選手が存在するのは事実である。強化の手段という観点のみから評価すれば、強化の方法に王道はなく、暴力的指導と非暴力的指導との間に優劣はないかも知れない。それ故、暴力肯定派の指導者もいる。しかし、暴力的指導は断じて許されない。暴力が否定されなければならないのは、それが柔道というスポーツの品位をおとしめ、選手の人間の尊厳を害するからである。」という趣旨の供述をしている。

柔道界の一部に、暴力的指導を受けて選手が強くなるという考え方が根強く残っていたことからすれば、園田監督が「強化の過程での暴力は許されると思っていた。」と言うのも頷けることである。

園田前監督を含む指導者層が納得するような、柔道における暴力的指導を否定する明確な指針が存在していなかったことは、問題であった。

2 全柔連幹部が本件問題に対し組織的対応を怠ったこと

前記第4の2、3記載のとおり、全柔連執行部会の構成員は全員、平成24年10月上旬の段階で、本件問題の存在を認識していたにも拘わらず、本件問題の解決を特定幹部と選手との共通の所属を絆とする人間関係の中で解決しようとはかり、前記第4の6のと通りの園田前監督とA選手との見かけ上の関係改善が出来ると、そのことに満足してしまった。

A選手が指導を受ける過程で暴力を受けていた疑いが生じたとすれば、組織を挙げて実情を調査するのは当然のことであろう。実情を調査し、暴力の蔓延の度合いとそれが他に及ぼす影響、その原因、責任の所在を明らかにするべきであった。その当然のことが出来なかったということは、全柔連幹部の中にすら、オリンピックにおいて金メダルを獲得できる選手の育成こそが至上命令であって、指導上の過程における暴力の行使は許されるとの考えを有する者がいた疑いは濃厚であるし、それを批判し敢然と調査の実施を進言する幹部が存在しなかったことは、全柔連の組織としての不健全さを示すものといえよう。柔道界の常識ではなく世間の常識を実現できる人材が、

組織内に不足していたという言い方も出来よう。

また、園田前監督によるA選手に対する暴力の行使が、A選手ばかりでなく周辺の他の女子選手に不快感・恐怖感を与えるのではないかという視点が、執行部の男性幹部には欠落していたことも、本件問題に対する組織的対応がなされなかった一因をなしているものと考えられる。

付言すれば、前記第4の5、6記載のとおり、同年10月末の吉村前委員長及び園田前監督の不適切発言と、それに対する同年11月上旬の対応においても、全く同様の問題が見て取れるところである。

園田前監督にしても、自己の暴力的指導方法に対する注意を受けた後、配慮を欠く不適切な言動に及んだこの段階で、自己の行為に対する責任を問われて適切な処分を受ければ、甘んじて処分を受け入れたものと推測される。

3 国際強化選手の指導に係る基本的事項に関する全柔連幹部、強化委員会、監督・コーチ、選手相互間における意思疎通が欠如し、意思疎通確保のための体制も不備であったこと

- ① 前記第4の7記載のとおり、全柔連幹部は、平成24年12月10日に、本件問題に関連して、女子ナショナルチームの選手15名がJOCに提訴したことを知ったが、その真意を理解することは出来なかった。全柔連幹部ばかりではなく、強化委員会に拘わっていた者、監督・コーチの多くは、本件問題は既に解決済みであると認識しており、「選手達が他に言いたいことがあったのであれば、一足飛びにJOCに言わず、我々に言ってほしかった。」と考えた。

前記第4の1、6、7記載のとおり、女子選手の間には、かねてから、ナショナルチーム選手の選定、代表選手の選定、監督・コーチの選定、指導方法の決定など、選手にとってきわめて重要なことが適切な説明もないままに、一方的に決定されることへの根強い不信感が存在していたが、女子選手らの不信感は、監督・コーチ、強化委員会、全柔連幹部に伝達されることもなく、また、付度されて取り上げられることもなかった。このように、組織の中における意思の疎通が極めて欠如していることは深刻な問題である。

- ② 前記4の4、7記載のとおり、「倫理推進室」「女子柔道強化選手支援ステーション」は創設されたが、組織内の意思疎通を改善するに十分な取り組みがなされているとは到底いえない状況である。

4 本件問題を契機とする人事上の処分が不適切であり、処分に関する情報開示も不十分であったこと

- ① 前記第4の7、8記載のとおり、全柔連は、平成25年1月19日に、吉村前委員長、園田前監督ら6名を「戒告」処分にしたが、その理由とされる「柔道家として倫理に反する行為があった」との事実は、女子ナショナルチームの選手15名のJOC提訴後に新たに発覚した事実を指しているものではなく、処分は遅きに失している。

また、同戒告処分に当たり、女子コーチ2名を、何らの弁解の機会を与えることもなく、処分の対象としたことは、手続き的に問題があると言わざるを得ない。女子コーチ2名の処分理由を裏付ける事実が、当該女子コーチが暴力を黙認していた

ことにあるのであれば、同様に暴力を黙認していた関係者が存在することにかんがみれば、不公平感は否めず、内容的にも問題があろう。

さらに、平成25年1月31日の園田前監督の辞任と同年2月5日の吉村前委員の辞任も、前記第4の5記載のとおり吉村前委員長と園田前監督の不適切な言動とそれらが女子選手に与えた衝撃にかんがみれば、遅くともその不適切な言動が発覚した段階において、強化委員長及び女子監督の更迭という方法で解決されてしかるべきであったと思われる。

更迭の時機を失した後の園田前監督と吉村前委員長の各辞任は、JOC提訴が報道機関の報道により社会の注目を引くところとなったことに着目して断行された辞任劇と言わざるを得ず、不透明感を禁じ得ない。

辞任が妥当であったのであれば、もっと早く辞任させるべきであったし、もし、そうではないというのであれば、いかに報道が過熱しようとも、その理由を説明すべきであった。

- ② 一般的に組織内で不祥事が発生した場合には、まず組織上層部が問題解決にあたる姿勢を内外に示し、速やかに原因究明を行い、責任の所在を明確にして自らを含めて適切な処分を行うべきである。同時に、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行する必要があることは言うまでもない。しかし、本件では組織全体にコンプライアンス意識が欠如しており、これらの対応が適切に行われてこなかった。

第6 全柔連に対する改革の提言

本委員会は、前記第5で検討した問題点を踏まえ、全柔連に対し、以下の諸点について提言する。

1 明確な指導方針の提示とその徹底

前記第5の1記載のとおり、全柔連では、現場の指導者が従うべき指導上の具体的指針が欠如しており、それが本件問題を生じさせた原因となっており、あるべき指導指針の提示と、それに基づき指導を実践する指導者の育成を急がなければならない。

そのための各種施策を種々検討することは大切であるが、まず、全柔連の最高責任者自身が、全柔連組織の内外に対して、暴力的指導の根絶を、きっぱりと宣言すべきである。

① 具体的な指導指針の策定と周知

全柔連発行に係る「柔道の基本指導」と題する指導書の中には、嘉納治五郎師範の教育思想が明記されているものの、暴力を用いた指導の禁止には明確な言及はない。「柔道の基本指導」をはじめ、柔道の上級者を指導する者、初心者指導する者などあらゆる階層の指導者を対象とするそれぞれの指導書の中に、暴力を用いた指導を行うべきではないことやその理由について詳述するなどして、その趣旨が柔道を愛好する人すべてに浸透するような措置を構じるべきである。

ところで、本件問題の発生の舞台となったナショナルチームの強化方針について見ると、その時々の監督は、強化方針の内容として、4年ごとのオリンピックにおいていかにして金メダルを獲得するかの方法論を中心に据えている。現に、現強化

委員会委員長作成に係る強化方針を検討すると、選手強化の熱意がにじみ出たものとなっはいるが、そのどこにも嘉納治五郎師範創設に係る柔道の理念、柔道の精神については言及されておらず、「JUDO」の競技性にのみ焦点が置かれているきらいがある。

勿論、競技団体である全柔連の強化委員会委員長が、金メダル獲得を強化方針の目標として掲げることは、ごく自然なことであるといつてよい。メダルを取ることを目標にすることは決して間違ったことではない。しかし、金メダル至上主義的発想から柔道本来の精神を忘れてしまえば、もはや柔道ではなくなってしまう。ナショナルチームの強化方針といえども、その中にも、嘉納治五郎師範創設に係る柔道の理念・精神を、しっかりとつたい、改めて日本のトップレベルの選手達に柔道の本来的存在意義を自覚させ、ひいては暴力否定を体の随までたたき込むべきである。それが、今後の日本の柔道を担う若年層の柔道選手たちにも必ずや良い影響を与え、柔道に対する日本国民の信頼の回復に資することとなろう。

② 指導者資格制度及び資格剥奪制度の確立

全柔連は、今回の問題の発生とは関係なく、平成25年度から、指導者資格制度（A、B、Cの各ランクの指導員資格を設ける）を導入しようとしていたところであるが、指導者資格の授与、更新、剥奪にからめて、柔道修行の目的が人間教育にあること、暴力的指導の根絶を図るべきことを指導者に徹底し、すべての柔道愛好家にそれを知らしめる絶好の機会といえる。

しかしながら、今日まで柔道界には独自の指導者資格制度がなく、その中で多くの指導者が指導をしてきた実績がある。このような既存の指導者に対し、どのように指導者資格の必要性を理解させ、指導者資格取得の義務化を納得させて、制度を定着させていくかが問題である。指導者資格制度を作っても、それを取得しなければ指導できないなどの拘束力をつけなければ、その制度は形骸化してしまう恐れがある。3年ないし5年といった猶予期間を設けて、その間に取得を義務付け、無資格者の活動に制限を加えることに踏み切る必要がある。既に多くの経験を積み、実績のある、指導者に対しては、C指導員の資格から順次取得させることが必ずしも望ましいものともいえない。一定の実績有する指導者に対して、A指導員資格の取得に挑戦できる等の特例を設けることは、多くの柔道家に受け入れられるのではないか。

指導者資格の取得の際は言うに及ばず、一度資格を取得した指導者に対しても、継続的に教育を施していかなければならない。指導者は学び続けていかなければならない。資格更新の際のリフレッシュコースの義務化、老齢、疾病等による指導者資格維持不適格者に対する措置、暴力的指導等の非違行為ないし不適切な行為を犯した指導者に対する制裁（指導者資格の剥奪等）ルールの制定と、その手続きを整備する必要もある。

③ 子供プロジェクト等の推進

次世代を担う子ども達に対し、柔道のすばらしさ、柔道の精神を伝えていくとともに、柔道が暴力とは無縁のものであることを教化していくことは、将来の柔道界にとって欠かせないことである。全柔連は、講道館とも連携し、様々なプロモシ

ョン活動を行っていく必要がある。具体的には、柔道修行の目的をわきまえた模範的有力選手の協力を得て、子供達を感化するための柔道教室や各種イベントの開催、子供を教化するためのリーフレット、パンフレット、ポスター等の作成などを積極的に推進すべきである。子供達の思考に重大な影響力を持つ保護者らについても、同時に啓発活動の対象としなければならないところである。

④ 規律委員会・裁定委員会制度の創設

柔道界から、暴力をはじめとする非違行為ないし不適切行為をなくすために、以下のとおり、懲罰案件の調査・裁定機関を整備することを提案する。

○規律委員会

競技遂行の過程で生じた懲罰案件の調査・処理

○裁定委員会

上記以外で生じた関する懲罰案件（「暴力的指導」を含む）の調査・処理

〔注〕

規律委員会の委員員には、法曹関係者（弁護士等）を一名以上充てること。

裁定委員会の委員には、必ず複数の法曹関係者（弁護士等）を充てること。

裁定委員会の独立性をどこまで保証するかは問題である。すなわち、裁定委員会の処分を理事会の承認にかからせるか否かという問題であるが、本委員会が調査対象とした暴力的指導問題が社会の耳目を引き、少なからず柔道に対する社会の評価を低下させたことにかんがみれば、全柔連の暴力的指導の根絶、ガバナンスの適正化に対する確固たる姿勢を示す意味からも、「理事会からの完全独立組織」とすることを実現することを提案したい。

2 全柔連組織の改革

前記第5の2、4記載のとおり、全柔連の本件問題に対する諸対応が十全を欠いた背景には、組織よりも実業団や大学といった「所属」の縦の人間関係を優先させる体質があったこと、柔道界の常識ではなく世間一般の常識を体現できる人材が不足していたことなどの要因があると思われ、それらの要因を除去するために、組織上の改革が必要であると思料する。

① 外部第三者の執行部中枢への登用

全柔連の執行部内に、柔道界とは無縁の「柔道繋がりではない者」を入れることにより、全柔連の業務の執行に当たり、柔道界の閉鎖的な発想に従うことの弊害を指摘し、あるいは、世間一般の健全な常識に基づく意見を開陳する者が存在することになり、全柔連組織の適正な運営に資するものと考えられ、そのことは、ひいては全柔連の組織を守ることに繋がることを認識すべきである。

よって、全柔連執行部に、全柔連の非会員である第三者（過去に会員であった者を除く）である理事（外部の第三者を理事に就任させることが前提となる。）複数名を、新たに執行部中枢に迎え入れるべきである。なお、外部の第三者のうちの少なくとも1名は、不祥事の発生の際の適切な対応に当たらせるため法曹関係者を充てるべきであると思料され、さらに、柔道が国際化し、IJFにおいて、柔道競技に関する重要事項が決定されるなどの現状にかんがみれば、外部の第三者としては、国際感覚と対外的折衝能力を身につけた人物の招聘が肝要であろう。

外部の第三者を執行部中枢に登用する方法としては、常務理事会を設け、常務理事に就任させることが現実的かもしれない。

② 女性枠設定による理事への女性の登用

全柔連では以前から女性の理事への登用の必要性は、それなりに意識されていたようであるが、適材がいないと称して実現されなかったようである。しかし、全柔連の登録会員における男女比が、およそ5:1である現状にかんがみ、また、本件問題に対する全柔連の対応が不適切であった一因として、本件問題の処理に当たり、執行部の男性幹部にはA選手周辺の女子選手らに対する悪影響に配慮する視点が欠落していたことが挙げられるように、しかるべきポストに女性が就任していることの重要性を考慮すれば、数名、複数名の女性理事に登用するのが相当といえよう。

当面は、複数の女性理事の枠を確保し、政策的に理事に就任させるべきである。女性理事の活用範囲は、女子選手の強化責任者、女子選手・女子職員の苦情・相談窓口の責任者など多岐に及ぶと思料される。

3 強化システムの再検討

前記第5の3①記載のとおり、全柔連幹部、強化委員会、監督・コーチ、選手相互間には、国際強化選手の指導に係る基本事項について、認識の齟齬があったものと思料され、それら基本事項についての方針を検証するとともに、相互に理解を共有する手立てを講じなければならない。

① 監督・コーチ人事の明確化

ナショナルチームの監督・コーチの選考については、適任者の資質に関して様々な見方があり、誰もが賛成する監督・コーチを選任することは容易ではない。しかしながら、監督・コーチの人事については、選考の権限を持つ部署と責任者を明文で定め、かつ、外部に公表する必要はないものの、選考の基準を明文化しておくべきである。選考後、当該部署の責任者は、選考理由についての説明責任を負わなければならない。

② ナショナルチームの監督・コーチと所属の監督・コーチとの連携強化

ナショナルチームの監督・コーチと、選手が所属する大学や実業団の監督・コーチが、強化方針、強化スケジュール等に関して、十分な連携を取ることは、個人種目である柔道にとって、最も重要である。

ナショナルチームと所属チームの権限及び役割を明確化し、柔道の技能の指導に関してのみならず、広報、医療、コンディショニング等の適正化を図るべきである。

③ ナショナルチームへの選手選抜、代表選手選抜の際の説明責任

選手選考については、様々な考え方がある。選考試合に勝った者を選考する方法は、客観的に見て公平でわかりやすいといえる。しかし、世界と闘う、金メダル獲得を目指すという場合に、相手方となるであろう外国人選手との相性等を考慮して、選手を選考することも一つのやり方である。どのような選考基準を作るにしても、上記①と同様に、選考の権限を持つ部署と責任者を明文で定め、かつ、外部に公表する必要はないものの、選考の基準を明文化しておくべきである。選考後、当該部署の責任者は、選考理由についての説明責任を負わなければならない。

④ 強化委員会の分割による女子強化委員会の創設等

女子柔道は、男子と比較して歴史的に後発ではあるが、指導者として優れた人材が育ってきているものと思われる。

男子と女子の強化委員会を別立てとして、女子強化委員会委員長に女性を充てるか、一つの強化委員会の中に、男子の部門と女子の部門を峻別して設け、女子の部門の長には、女性を充てるかの措置を取るべきである。

⑤ 女性監督・コーチの導入

女子選手を強化育成できる監督・コーチを能力本位で選ぶべきである。男性の監督や男性のコーチの都合で、女性コーチをして、十分能力を発揮する機会を与えずに下働きとして雑用をさせるようなことは、厳に避けるべきである。同時に、女性の指導者のさらなる育成にも務めなければならない。

4 コンプライアンス体制の整備

今後は、速やかにコンプライアンス意識に基づいた改革が行われる必要がある。それには、以下のようなことが考えられる。

① コンプライアンス委員会の設置

コンプライアンス体制の整備、運営、リスクマネジメントの基本方針や目標、戦略を立案して実施し、検証する委員会を設置する。この委員会は、弁護士など外部の有識者を交え、中立的色彩の強いものとすべきである。

② 相談・通報窓口の整備

組織内での法的、倫理的に不適切な問題の発生に対して、組織の自浄作用を働かせて組織内で解決することを目的に、相談・通報窓口を設ける必要がある。窓口では相談・通報者のプライバシーを厳密に保護し、相談・通報により不利益を被らないよう十分、配慮され、法律や社会規範、倫理規定に基づいて運営される必要がある。

また、とくに女性を対象とした相談窓口を別個にもうけることが望ましい。さらに、弁護士などにより運営される外部相談窓口（コンプライアンス・ホットラインなど）の開設も行う。

③ コンプライアンス・倫理研修制度

少なくとも執行部、理事、監督、コーチらに対し、コンプライアンス意識や倫理意識を啓発し、定着させるような研修制度の導入が望まれる。研修会は一方的な講義形式ばかりではなく、現場で実際に直面した課題やトラブルについてどうすればよいか、と少人数でディスカッションするワークショップ形式なども取り入れ、着実に効果を生むように工夫すべきである。

5 リスクマネジメント体制の整備

組織が、本来の活動でどんなに成果を上げたとしても、組織内で不祥事などの危機が発覚したときの対応に失敗すれば、組織本来の目的は阻害され、むしろ損失に変わってしまう恐れがある。それを防ぐためにも、組織としての社会的責任を果たすためにも、リスクマネジメント体制の構築及び整備が望まれる。

① 組織内の調査委員会の制定（非常置委員会）

組織内での不祥事が発覚した場合には、まず速やかに内部調査委員会を発足させ、十分に実態を把握し、原因究明に努める必要がある。調査の結果は、調査報告書としてまとめられなければならない。

② 説明責任と情報公開

不祥事が発覚するなど組織の危機的時期には、世間の注目が集中しがちである。平時には積極的に広報活動を行っているのにリスク情報となると隠蔽するといった体質の組織は、社会の信頼を著しく失い、その発展はおろか存続すらむずかしくなるであろう。

華々しい戦果をあげたときよりも、危機的状況に陥ったときに見せる姿勢でこそその組織の真価が問われると考え、真摯な説明と迅速な情報公開に努めるべきである。

園田前監督によるA選手に対する暴力的指導（暴言を含む）一覧

1 試合開催時におけるもの

① 2010年 アジア大会

試合終了後の集合時 数回殴打 「死ね」と暴言

② 2012年 グランドスラム・パリ大会

試合終了後の集合時 数回殴打

2 合宿時におけるもの

① 2010年 釧路合宿

トレーニング中 箒の柄で数回殴打

② 2011年 釧路合宿

午前中の練習時 数回殴打

③ 2012年 釧路合宿

体幹トレーニング中 髪の毛を引っ張る

④ 2012年 帝京大学での分散合宿

1回殴打

○ ナショナルトレーニングセンター

常備してある棒で叩く

暴力根絶に向けて(案)

2013年4月

全日本柔道連盟暴力根絶プロジェクト

柔道女子ナショナルチーム内の暴力事件の調査のため、第三者委員会が組織され、答申が出された。暴力は、どんな言葉を費やして正当性を主張しても、到底許されるものではない。そこで、第三者委員会答申に基づく暴力の根絶のため、全日本柔道連盟(以下「全柔連」と言う。)は暴力根絶プロジェクトを発足させた。

はじめに(論理の進め方)

まず、柔道人としてどうあるべきか提言し、その上で何が暴力なのか、暴力を起こした場合処分をどうするかに言及し、しかる後に具体的な実行案を提示する。

I 柔道及び柔道人のあるべき姿

全柔連「倫理に関する基本方針」の通り、すべての柔道人は、嘉納治五郎師範の説かれる崇高な倫理観を行動規範にする必要がある。暴力行為は、社会通念上も柔道においても、固く禁止されなければならないし、暴力をもって即効的な競技力向上を図っても、被指導者の真の成長は実現するものではない。

柔道は人間教育を旨としており、試合や練習時に留まらず、日常生活においても柔道の精神を守り、礼儀を守ることこそが、柔道の本質と言える。その意味で、全ての柔道人は、柔道の原点に帰り、人間教育を主体とした柔道を行い、暴力の温床となる誤った勝利至上主義は厳に慎まなければならないのである。

II 暴力の定義など

1. 暴力(体罰を含む。)の定義

- 1) 身体的制裁(なぐる、ける、突き飛ばす等)
- 2) 非身体的制裁(言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧など)
- 3) ハラスメント(いじめ、嫌がらせ、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント)
- 4) その他社会通念上暴力と認められるもの

2. 暴力の対象者

- 1) 指導者が被指導者に対して行うもの

- 2) 被指導者同士(先輩と後輩や仲間通し)で行われるもの
- 3) 被指導者が指導者に対して行うもの

3. 暴力のメカニズム

- 1) 柔道競技力の即効的な向上を狙うもの
- 2) 力関係の差があるもの
- 3) 秩序維持
- 4) 言葉で指導できない指導者の未熟さ
- 5) 勝利至上主義による競技力向上への焦り

4. 暴力の行使場所

- 1) 試合場
- 2) 練習場
- 3) 練習以外の場所
- 4) 社会

Ⅲ 暴力がおきた場合の処分

1. 全柔連所管内事案に関しては、全柔連倫理規程及び競技者規程に基づき処分を行う。
2. 必要に応じて関連規程を改訂することも視野に入れる。
3. 表面に顕れない暴力を根絶するためには、告発を容易にする必要があり、関連規程の整備が待たれる。
4. 全柔連所管外事案に関しては、当該柔道連盟(協会)に全柔連規程と同様の対応を促す。

Ⅳ 暴力根絶対策の実行

人間の意識を変えるのは非常に困難である。しかし、意識が変わらなければ暴力の根絶はできない。そのため、以下プロセスで意識改革を断行する。

1. ロードマップの作成

暴力根絶のためには実行が肝心である。しかし、総花的対応では実行が覚束ない。むしろ、スピード感を持って一步一步確実に進めて行くことが、目的到達の早道になると思料する。そこで実現すべき事項のロードマップを作成し、確実な実現を目指す。

2. 第一弾として以下を実行する。
柔道関係各位より全面的協力の取り付け
3. 第二弾として以下を実行する。
 - 1) 暴力根絶の宣言文作成
 - 2) 種々大会監督会議における暴力根絶訴えかけ
 - 3) 種々大会挨拶における暴力根絶の訴えかけ
 - 4) 暴力根絶に向けたシンポジウムの効果的実行
4. 第三弾として以下を実行する。
 - 1) 引き続き大会における暴力根絶訴えかけ
 - 2) 暴力根絶を訴えかけるポスター作成及び配布
 - 3) 全柔連ホームページ上で暴力根絶キャンペーン
 - 4) 暴力根絶スローガンの募集
5. 第四弾として以下を実行する。
 - 1) 引き続き大会における暴力根絶訴えかけ
 - 2) 暴力根絶プロジェクト会議を月一回開催し、各団体代表より暴力根絶状況の報告を受け、対策を協議する。
6. 暴力根絶プロジェクトは、暴力根絶状況をモニターし、その状況に応じて、対策を協議する。

以 上

「暴力の根絶」へ向けた取り組みのお願い

2013/4/22

No.	日付	時間	大会名	会議名	会場	役員	プロジェクト メンバー
1	5月4日	17:00	全国少年柔道大会	監督会議	講道館教室	上村会長	山下リーダー
2	6月21日	17:00	全日本学生優勝大会	監督会議	講道館教室	佐藤副会長	山下リーダー
3	7月21日	15:30	金鷲旗	監督会議	マリンメッセ福岡	藤田副会長	山下リーダー
4	8月2日	17:30	全国教員大会	監督会議	講道館教室	上村会長	宇野副リーダー
5	8月6日	14:30	インターハイ	男子監督会議	福岡県	藤田副会長	山下リーダー
6	8月8日	17:00	インターハイ	女子監督会議	福岡県	藤田副会長	宇野副リーダー
7	8月18日	10:50	全国中学校大会	監督会議	三重県	上村会長	宇野副リーダー
8	9月17日	9:05	マルちゃん杯全日本少年大会	監督会議	東京武道館	上村会長	山下リーダー
9	10月4日	17:00	国体	監督会議	東京ガーデンパレス	上村会長	山下リーダー

保健体育



学研・教科の研究

ジャーナル

第 99 号

今号の内容

- ◎特集：体罰を考える 体育・スポーツと暴力—体育指導者は暴力「問題」とどう向き合うべきか— 1
運動部活動のめざすもの…………… 3
- ◎平成25年度供給教科書『中学保健体育』の訂正に関するお知らせ（再掲）…………… 4

特集：体罰を考える

体育・スポーツと暴力

—体育指導者は暴力「問題」とどう向き合うべきか—

筑波大学体育系教授 菊 幸一

スポーツは暴力を抑制することによって社会から認められた

私たちが今日、慣れ親しみ、かつ教育内容として体育の主要部分を占めるほど社会的価値が認められた「スポーツ」は、かつて（近代以前までは）暴力に満ちた運動遊び、あるいは人を傷つけるための軍事的技能を背景とした、きわめて「野蛮な」運動であった。この「野蛮な」運動を非暴力化した文化が、「今日の」スポーツである。

したがって、スポーツの社会的受容の正当性は、その非暴力的性格への「信頼」にこそある。少なくとも今日の社会は、暴力のない（暴力を根絶した）社会の一つのモデルとして、スポーツを承認・受容し、これを経験することによって暴力のない社会を再生産しようとしてきた。この「再生産」を担うのが教育としてのスポーツであり、それが体育であったはずであった。しかし、この近代以降におけるスポーツの発展とともに育まれてきたはずのスポーツや体育に対する社会的信頼や期待は、今日、見事に裏切られようとしている。それは、なぜなのか。今日の体育やスポーツに、いったい何が起きているの

であろうか。

人間は、暴力を振るう存在である

人間社会の理想は、暴力を根絶することにある。それが社会の発展とともに強く「理想」として語られ、現実の暴力に対して「絶対に」あってはならないこととして向き合わざるをえないのは、もはやグローバルなレベルで、見知らぬ者同士が自由に遭遇する移動可能な社会を実現させなければ、今日の社会がますます成立しづらいからである。それがあくまで「理想」や「倫理」のレベルで強調されるのは、逆にこれまでの人間の歴史のなかで「暴力」が根絶されたためしがないからとも言えよう。「暴力根絶」を語ることはたやすいが、その完全な実現は理想が高くなれば、現実はそれからよりいっそう遠くなるというジレンマ状態に陥る。なぜなら、人間は暴力を振るう存在だからである。

したがって、人間社会は「暴力根絶」を理想としながらも、その現実的対応としていかに暴力を「飼い慣らす」のか、その感情的興奮の存在を一方で認めつつ、他方でどのようにこれを抑制し、コントロールするのかという緊張のバランスを工夫するよう

になった。その重要なモデルの一つとなったのが、スポーツなのである。社会の側からみれば、スポーツは人間の暴力「性」発揮のどこまでが許容されるのかを確認し、それが逆に非暴力性をどのように育む可能性につながるのかを試す、リトマス試験紙のような役割を果たす重要な存在なのである。

では、なぜこのような文化的性格をもつスポーツが、特に運動部活動や体育という教育的営みのなかで、その目的に反する「暴力」を「体罰」という名のもとに許容する今日的「問題」を発生させてしまうのだろうか。そこには、桜宮高校のバスケットボール部顧問や女子柔道代表監督の某氏といった、ある特定個人の性格的問題に帰することができない、暴力発生「構造的な」問題のとらえ方が必要になってくる。すなわち、体育やスポーツの指導に携わる誰しものが、今日、その指導のなかで暴力性を発揮せざるをえない環境や条件の下に置かれているという「自覚」が必要になってきているのだ。

教育＝指導は、暴力を発揮させやすいという指導者の「自覚」の重要性

教育的営みに「罰」は必要だとする言説は、常識化している。しかし、これが「体」罰につながっていくことは比較的容易である。むしろ、教育的「営み」＝「罰」として全面的にこれが正当化された時代には、その権限を有する指導者が、言うことを聞かない被指導者に対して行う、暴力的な「暴言」や「体罰」を伴う威圧（脅し）を教育そのものだとする風潮もあった。我が国が戦後民主主義社会を標榜するようになってからも、なおこのような教育的体質が残存したのは、高度経済成長社会における競争主義的利益（メリットクラシー）とそれに連動する学歴主義の追求を目的として、どのような手段を使ってでも学業成績を上げることが許容されたからにはほかならない。そして、その背景には、学歴をもたない親たちの、ことさら強い学歴信仰があったことは否めない。

これとほぼ同じ構造が、体育やスポーツの教育現場、特にプレイ要素として競争の楽しさや面白さを自由に追求する体裁をとる、運動部活動の指導現場には生じやすい。なぜなら、競争は明確な結果を求めるなかで行われる活動だから、その結果に対するメリットクラシー（学校にとってのメディアバリューや生徒にとっての進学保障、あるいは指導者の社会的名声など）が外部から与えられやすく、運動部

活動本来の目的が手段化され、体育「界」やスポーツ「界」では、それが半ば黙示的に常識化されてきたからである。また、その意味では暴言や暴力が教育的な「罰」として正当化されやすいばかりでなく、その指導的威圧の「過剰」性が「過剰」な愛着を生み出す（その逆もある）結果、弱い立場の被指導者としての生徒が、むしろ愛着とともに暴力を受容するという共軛関係（きょうやく）を成立させてしまうことになる。このことは、指導者による暴力「問題」より、むしろ根が深いと言わざるをえない。なぜなら、翻ってそのことが社会の暴力の再生産に、無意識のうちに手を貸してしまう可能性につながるからである。

スポーツの楽しさの原点と言葉の大切さ —「指導」の楽しさの原点への回帰—

成熟した社会は、暴力をますますタブー視し、それに対する嫌悪感を高める。一方、これに対して体育界やスポーツ界は、そのような社会変化と断絶した関係のなかにいれば「界」内部にのみ通用する行為（暴力行為）に鈍感になってしまう可能性のあることを大いに「自覚する」必要がある。このズレを解消するためには、指導者が常に外部との人的交流を絶やさず、知的コミュニケーションに開かれた教養を「意識的に」身に付けていかなければならない。また、そのような仕組みづくりも重要だ。

そして何よりも大切なことは、生徒がスポーツを文化的に享受する楽しさとスポーツ指導の楽しさとが、本来一致するところに「指導」の意義があるという、言わば指導の「原点」への回帰である。スポーツの楽しさが競争に求められるのは、未知なる結果を求める人間の挑戦欲求とその過程にこそ、ある。結果が未確定だからこそ、これを確定しようとする努力が生まれるのであり、その逆ではない。そして、その出発点は生徒が「今ある力」を肯定し、丁寧な、わかりやすい指導者からの「言葉」によって動機づけられ励まされたり、説明されたりして、自発的に冷静な目で自らの能力を向上させていくところにある。少なくとも、「否定」や「威圧」からは今日の、そしてこれから望まれる社会の一員は生まれない。そこからは、どのような言い訳をしようと、社会から支持される、いかなる「指導」も生まれようがないのである。

参考文献

- ・菊幸一（2001）「体育と暴力」杉本厚夫編、『体育教育を学ぶ人のために』世界思想社、pp.104-122.

「暴力根絶宣言」を採択 全国に先駆け、県柔道連盟

(4月20日 朝刊)



写真をクリックすると拡大



写真提供について

県柔道連盟は今月開いた総会で、全日本柔道連盟（全柔連）に先立ち「暴力根絶宣言」を採択した。全日本女子チームの暴力問題を受け、あらゆる暴力行為の排除や柔道人としての品格向上を誓う独自の内容。吉田忠征県連盟会長は「地に落ちた柔道のイメージを回復させるためにも、まず地方から暴力根絶の声を上げたい」と話している。

宣言は三箇条で(1)地位、権威、立場を利用したあらゆる暴力の根絶(2)問題解決の手段としての暴言、無視などの根絶(3)品格ある柔道人としての振る舞いーについて明記。14日に宇都宮市内で開かれた総会で、出席した関係者約130人の全会一致で採択された。

全柔連はこの問題で、外部有識者を交えた「暴力の根絶プロジェクト」（責任者・山下泰裕全柔連理事）を立ち上げ、15日に初会合を開いてガイドラインの内容や暴力根絶宣言文の検討に着手した。同様の宣言については、日本オリンピック委員会（JOC）も日本体育協会などと連携する形で4月中の採択を目指している。